

チューター支援・制度 Q & A

Q1 チューターとして何をしたらよいか、よくわかりません。どうしたらよいですか？

A1 留学生に対する支援は、留学生の学習・研究に関わることを中心に、指導教員・留学生の関連教職員・チューターが相互補完的におこなうことが望ましいです。具体的には、留学生の希望や研究室の状況に合わせて、指導教員・留学生・チューターと話し合って決めてください。迷ったときは、「チューターの手助けがないと手続きや学習・研究等に支障があるかどうか」を一つの判断基準としてください。留学生に対するアンケートによると、コミュニケーションの手助け、研究・学習に対しての全般的な支援、入試に関するアドバイスが役立つようです。また、日常生活全般のアドバイスや日本語のみで書かれている情報の説明、日本語での会話の練習相手になってくれたことなども助かったようです。ただ、チューターが留学生の代わりに手続きをすることや、申請書を記入することは控えてください。特に初めは、チューターから留学生に挨拶メールを送る、声をかけるなどして、留学生が気軽に話せるようにしてあげるとよいかもかもしれません。わからないことがあれば国際交流室に相談してください。

Q2 すべての留学生がチューター制度の対象ですか？

A2 いいえ。チューター制度は原則渡日して1年未満で、1年間(2期分)チューターを利用していない、在留資格が「留学」の外国人留学生が対象です。

Q3 対象となる留学生は全員チューター制度を利用しなくてはならないのですか？

A3 いいえ。チューターによる支援が必要ない場合にはチューターをつけなくても構いません。その場合には、指導教員にチューターが不要であることを伝えるよう教えてあげてください。

Q4 チューター制度について留学生にお知らせされていますか？

A4 はい。対象となる留学生には、国際交流室のホームページおよびメールでお知らせしています。(日本語)

<https://www.a.u-tokyo.ac.jp/oicehp-j/tutorj.html>

(英語)

<https://www.a.u-tokyo.ac.jp/english/oicehp-e/tutor.html>

Q5 土日に留学生をサポートしたら「チューター活動」として見なされますか？

A5 はい。指導教員または他の教職員が土日に大学に出勤していて、労務の確認ができるのであれば、土日の活動もチューター活動として認められます。土日祝日に学会等が学外で行われ、その時にチューターとして活動した場合でも、指導教員等が確認できることが前提となります。

Q6 留学生と交流するイベントはありますか？

A6 はい。OICE と学生スタッフは、留学生と日本人学生が食べ物、言語、習慣、生活など、文化の多様性を学び体験するイベントを企画しています。また、バス旅行が毎年2回行われます。

Q7 大学から留学生に住居の案内をどのように提供していますか？

A7 本学にはハウジングオフィスがあり、ホームページを通じて宿舎・宿泊施設、民間宿舎、宿舎周辺情報等を提供しています。また、国際交流室のホームページには、主に本研究科を通じて申込みが必要な宿舎についてお知らせしています。

ハウジングオフィス:

<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/housing-office/ja/index.html>

国際交流室ホームページ「宿舎情報」:

(日本語)

<https://www.a.u-tokyo.ac.jp/oicehp-j/accommodationj.html>

(English)

<https://www.a.u-tokyo.ac.jp/english/oicehp-e/accommodation.html>